

周南市学校給食費管理システム導入業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市学校給食費管理システム導入業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市学校給食費管理システム導入業務

(2) 業務の目的

学校給食費の徴収・管理をシステム化し、教育委員会での事務取扱へと一本化することにより、教職員の負担軽減とともに、保護者の利便性向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添の「学校給食費管理システム導入業務にかかる仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市役所内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金12,843,270円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「コンピュータサービス」の（小分類）「システムの設計・開発」に登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者で

ないこと。

- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和2年2月18日(火)

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、教育委員会学校給食課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要(様式3またはパンフレット等)

ウ 履行実績調書(様式4)

② 提出期限

令和2年2月27日(木) 17時15分必着

③ 提出場所

周南市教育委員会学校給食課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※ 郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負いません。

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分までとします。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和2年2月19日（水）8時30分から令和2年2月25日（火）17時15分までとします。（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

提出先及び受信確認先：教育委員会学校給食課

E-mail : ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp

電話番号：0834-22-8418

(4) 回答方法

令和2年2月26日（水）17時以降に周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

ア 本市の提示した仕様書と提案内容が異なる場合には、その変更点を

明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明記すること。

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

- ア 企画提案書とは別に作成し、社名を記載の上、印鑑を押印すること。
- イ 仕様書や企画提案書の内容に応じた見積内訳を詳細に記載すること。
※システム導入費用（本業務に要する費用）と5年保守費用（本業務終了後に要する費用）を明記のこと。
- ウ 見積金額は、実際に周南市と契約する際に提示できる価格（消費税及び地方消費税含む）を記載すること。
- エ 業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

④ 添付書類（様式3～4、様式6～8）

(2) 提出期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月9日（月）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までとします。）

(3) 提出場所

周南市教育委員会学校給食課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

直接持参してください。

(5) 提出部数

- ① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部
- ② 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本^{*}9部
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式） 正本1部
- ④ 添付書類（様式3～4、様式6～8） 正本1部、副本^{*}9部
※正本と副本は同一の書類

(6) その他

- ① 提出された企画提案書等は、提出期限までに自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。
- ② 参加表明書を提出しても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。
- ③ 企画提案書等の書類のうち、その内容に疑義があり、「7 審査方法」に示す「(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施」の前に確認が必要と学校給食課が判断した場合、内容の説明を求め、提出期限によらず資料の再提出を求めることがあります。

7 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立しません。

① 実施場所

別途通知します。

② 実施日時

令和2年3月16日(月)(予定)

※正式な日程・時間等は別途通知します。

③ 実施時間

企画提案の持ち時間は35分以内、審査委員からの質疑応答を15分以内、準備及び撤去を各5分以内とし、1提案者あたり60分以内とします。

④ 出席者

4名以内

⑤ その他

ア プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容(文章・図・表・画像・スケッチ等)を基に項目順に説明してください。当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とします。また、テスト機によるシステムのデモンストレーションも可能とします。

イ 提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意することとします。ただし、プロジェクター・スクリーンは、本市で用意します。

ウ 企画提案書にない新たな提案や追加資料の配付は認めません。

(2) 受託候補者の選定

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市学校給食費管理システム導入業務プロポーザル審査委員会」が行います。

② 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を

受託候補者とします。

④ 審査結果

審査結果は、令和2年3月30日（月）以降、周南市公式ホームページで公表します。

【審査結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。なお、参加者が2者以内の場合、特定された受託候補者の評価点のみ公表する。

また、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

審査項目	評価項目	評価の視点	指標	配点
業務の実施体制 (20点)	実施体制 (14点)	業務を遂行するために必要な知識・経験を有し、適切な業務を提供できる実施体制を整えているか	管理技術者（業務全体の総括責任者）が学校給食費管理をはじめとするシステム導入業務に関する実績があるか	6
			担当技術者が適正に配置され、また、学校給食費管理をはじめとするシステム導入業務に関する実績があるか	6
			照査技術者が配置されているか	2
	周南市・山口県内への事務所の設置 (6点)	周南市・山口県内に事務所があるか	周南市内・山口県内に本店・支社・支店または営業所等が設置されているか	6
企画提案内容 (55点)	提案事項を実施するにあたっての取組方針 (5点)	業務の取組方針が的確か	本システム導入において、具体的かつ有効な取組方針が提案されているか	5
	業務への理解度 (5点)	現況を把握し、課題が整理できているか	本システム導入の目的・条件等の理解度が高く、特有の課題が整理されたものになっているか	5
	業務の実施スケジュール (15点)	実施スケジュールが実現可能なものか	・学校との調整やシステム運用テスト等が考慮されたスケジュールが作成されているか ・役割分担が明確か ・整理された課題を踏まえたスケジュールになっているか	10
		円滑に事業を推進するための支援や工夫があるか	スケジュール上の各種手続きや不測の事態への対応について、円滑に取り組むための支援があるか	5
	提案内容的確性 (30点)	提案内容は業務要求水準を充足しているか	・仕様書の内容を充足した提案となっているか ・仕様書の内容を充足しない場合であっても、実現性のある代替案を含めた提案となっているか	10
		職員の負担軽減が考慮されているか	・システム導入前において、市職員（必要に応じて学校関係者）向けの研修体制が整っているか ・システムに関わる職員の負担軽減策（操作性、他システムとの連携等）が示されているか	8
		システム稼働後の運用・保守体制	障害発生時の対応やデータバックアップ等の考え方が具体的に示されているか	8
		その他、業務実施に当たって有効な提案の有無	上記以外の有効な提案があるか	4
説明能力 (10点)	プレゼンテーション能力 (10点)	説明者の説明能力	提案内容の明確な説明及び質疑に対する的確な回答があるか	10
見積価格 (15点)	見積価格 (15点)	適正な価格設定か	・イニシャルコスト（システム導入費用：本業務に要する費用）の評価点＝10点×（最低提案価格/提案価格）⇒提案上限額を超えていないか ・ランニングコスト（5年保守費用：本業務終了後に要する費用）の評価点＝5点×（最低提案価格/提案価格） ※いずれも小数第2位を四捨五入	15
合計				100

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和2年2月18日(火)
② 実施要領等に関する質問受付	令和2年2月19日(水) から 令和2年2月25日(火) まで
③ 実施要領等に関する質問回答	令和2年2月26日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和2年2月27日(木)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和2年2月28日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和2年3月 2日(月) から 令和2年3月 9日(月) まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和2年3月16日(月) 予定
⑧ 審査結果の通知	令和2年3月18日(水) 予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和2年3月27日(金) 予定
⑩ 審査結果等の公表	令和2年3月30日(月) 予定

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングについて、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額のうち、イニシャルコスト（システム導入費用：本業務に要する費用）が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式9）により、学校給食課へ届け出てください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
 - ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
 - ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市教育委員会学校給食課 担当 林

電話番号 0834-22-8418

FAX 番号 0834-22-8534

E-mail ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp